

## 公 告 第 157 号

### 任意継続被保険者の平成 28 年度における標準報酬月額の公告

健康保険法第 47 条 2 号の規定による当健康保険組合の平成 27 年 9 月 30 日現在における全被保険者の平均標準報酬月額および平成 28 年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成 28 年 2 月 16 日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合  
理 事 長 小 南 涉

#### 記

1. 平成 27 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額  
281,699 円
2. 平成 28 年度における標準報酬月額  
21 等級 280,000 円
3. 適用年月日  
自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 29 年 3 月 31 日

以上